

平成28年度 那覇市
公私連携幼保連携型認定こども園
公私連携法人募集要項

(案)



平成 27 年 7 月 16 日

那覇市 こどもみらい部 こども政策課

1. 募集の趣旨

「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」（那覇市子ども・子育て支援事業計画）の実現に向けての那覇市立幼稚園の整備・運営に関する基本方針）に基づき、平成28年4月より那覇市立幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として運営を行う学校法人又は社会福祉法人を募集いたします。

2. 公私連携型へ移行を予定する幼稚園の概要

- 1) 移行候補園：銘苅幼稚園、識名幼稚園、さつき幼稚園、若狭幼稚園
- 2) 現在の受入定員及び施設の概要

別紙「平成28年度公私連携型認定こども園移行候補園概要」のとおり

3. 移行する時期及び協定期間

- 1) 移行時期：平成28年4月1日
- 2) 協定期間：当初の協定期間は5年とする。その後の更新については、協議し決定する。

4. 財産の取り扱い等

1) 建物及び土地

- ①建物：当初の5年間は無償貸与。

5年目以降については、無償譲渡を含め、協議し決定する。

- ②土地：こども園運営にかかる土地は無償で利用させるものとする。

- ③協定の特約事項

次の場合には、協定を解除する。

ア：認定こども園以外の用途に供したとき

イ：市の承諾を得ずに形状・形質を変更したとき

ウ：建物を転貸したとき

エ：市の承諾を得ずに、建築物の増改築の実施又は工作物を設置したとき

オ：協定を継続しがたい重大な背信行為があったとき

- ④留意事項

法人は、市が併設する小学校施設を建替える場合等において、市の計画に従うこととする。

2) 備品、消耗品

- ①市の指定する備品は無償譲渡する。ただし譲渡した備品は、移管後1年間は引き続き使用することとする。重要備品の処理については、別途協議する。

②備品は、認定こども園の事業以外に使用し、又は認定こども園外への持ち出しは原則として禁止する。

3) 駐車場

①園児の送迎用の駐車場の設定は行わない。法人において必要な措置を行うこととする。

②職員用の駐車場は設置しない。

5. 応募資格・条件

1) 応募資格

応募することができる事業者は、以下の全てに該当すること。

①社会福祉法人又は学校法人（以下「法人」という。）であること。

②平成 28 年 4 月 1 日現在で、次のア)、イ)のいずれかの施設について 5 年以上の運営実績を有すること。

ア)市内在の認可保育所又は学校教育法上の幼稚園

イ県内在の指定保育士養成施設又は幼稚園教諭免許取得可能な学校

③平成 28 年 4 月 1 日現在、法人の主たる事務所を県内に有すること。

④「那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を満たすことができること。

⑤認定こども園の認可基準を満たすこと。

⑥法令、通知などを遵守し、法人自らが認定こども園を経営すること。

⑦以下のいずれに該当しないこと。

ア)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人

イ)本市から指名停止措置を受けている法人

ウ)国税及び地方税を滞納している法人

エ)民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の法人

オ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人

カ)代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる法人

2)平成 28 年度の応募条件：1 法人の応募は 1 施設に限るものとする。

6. 運営条件

・別紙「認定こども園運営の条件」による。

7. 公募等

1) 募集要項等の配付及び受付期間

①要項配布期間：7月16日(木)～8月7日(金)

※募集要項は、ホームページ及びこども政策課にて配布。

申請書等の様式は、ホームページにて7月23日(木)より提供。

②申請受付期間：7月27日(月)～8月14日(金)

※土・日、祝日を除く、午前9時～午後5時

申請受付場所：那覇市こどもみらい部こども政策課

③受付の留意事項：提出は、原則として事前連絡の上、持参すること。
(郵送、電子メール等による提出は不可)

2) 質問等の受付

①質問：「質問票」により電子メールでのみ受け付ける。

②質問期間：7月16日(木)～8月7日(金)までとする。

②回答：こども政策課ホームページにて回答を行う。

3) 応募書類等

①提出書類：「那覇市公私連携型認定こども園応募書類一覧」のとおり。

②提出部数：正本1部、副本10部(複写可)

③留意事項：必要に応じて、別途資料を請求する場合有り。

4) 公募に係る費用：事業者負担とする。

5) 情報公開：提出された資料に関する情報公開は、那覇市情報公開条例等の法令に基づき取り扱う。

8. 連携法人候補者の審査等

1) 事前審査

こども政策課において、応募条件の適否等について書類及びヒアリング等により審査を行う。事前審査により、要件を具備していない場合は、本審査に付さないこととし、その旨を当該法人に対し通知する。

2) 本審査

①審査の方法：提案内容審査(プレゼンテーション)に基づき実施する。

②審査の時期：8月下旬に実施する。(応募法人に後日連絡)

③審査機関：那覇市子ども政策審議会にて審査する。

④審査結果：審査結果は、文書により通知する。通知の時期は原則として1週間以内とする。

⑤その他備考：審査の結果、連携法人候補者としての該当する法人が無い場合は、該当無しとする。

9. 連携法人の指定

1) 連携法人候補者の決定

前記 8 の本審査で選定された法人については、細目について市と協議し、協議成立後、仮協定を締結し、連携法人候補者として決定する。協議が成立しない場合は、第 2 順位のものとの協議を行う。

2) 連携法人の指定

連携法人は、施設等の無償貸与、必要な条例改正及び予算措置などの議会付議事項の議決後、本協定を締結し、その後に連携法人として指定するものとする。

3) 公私連携法人として指定されない場合の補償

連携法人候補者が本応募要領に従って支出した費用等については、市議会の議決が得られなかった場合及び否決した場合等により指定できなかった場合、市は一切の補償の義務を負わないものとする。

10. スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| 1) 募集要項の配布 | 7月16日(木)～8月7日(金) |
| 2) 公募説明会 | 7月16日(木) |
| 3) 施設視察 | 希望する法人に対して実施。日程は後日連絡 |
| 4) 質問書の受付 | 7月16日(木)～8月7日(金) |
| 5) 質問書の回答 | 7月22日(水)～8月12日(水) |
| 6) 申請書類の受付 | 7月27日(月)～8月14日(金) |
| 7) プレゼンテーション(選定審査会) | 8月下旬予定 |
| 8) 連携法人予定候補者の選定 | 9月初旬予定 |
| 9) 仮協定の締結 | 9月中旬 |
| 10) 必要な議案等の議会提案 | 12月議会(議会の議決) |
| 11) 本協定締結と連携法人の指定 | 平成28年3月
(3月議会にて予算等の議決あり) |
| 12) こども園認可 | 3月31日 |

那覇市公私連携幼保連携型認定こども園応募書類一覧

1. 提出書類

- 1) 那覇市公私連携幼保連携型認定こども園の候補連携法人応募申請書
【様式 1】 1 部(正 1 部)
- 2) 管理運営事業計画書 【様式 2】 10 部(正 1 部、副 9 部)
- 3) 企画提案書 【様式 4】 10 部(正 1 部、副 9 部)
- 4) その他の書類 10 部(正 1 部、副 9 部)
 - ① 法人の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書 (申請日前 3 ヶ月に取得したもの)又はこれらに準ずる書類
 - ② 法人の決算関係書類(直近 3 ヶ年間の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類。申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
 - ③ 法人の予算関係書類(直近 1 ヶ年の事業計画書、収支計算書又はこれらに準ずる書類)
 - ④ 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制、沿革、概要がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
 - ⑤ 直近 3 ヶ年間の法人税、消費税及び地方消費税、事業税及び事業所税及び法人市民税等の納税証明書
 - ⑥ 理事長、理事及びその他の役員の名簿 (氏名にはフリガナを付す。)
 - ⑦ その他市長が必要と認める書類

2. 留意事項

- 1) 提出された書類や資料は理由の如何に問わず返却しない。
- 2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番。
- 3) 提出部数については、1 の 1)～5)をセットにして、各々 A 4 フラットファイルにファイリングし、書類にインデックスを貼付したものを、正本 1 部、副本 9 部 (複写可) とする。

3. 現場視察申込書

候補園の視察を希望する法人は、申請書を提出すること。
申請書は、7 月 24 日 (金) までに提出すること。

※申請書等の様式は、ホームページにて 7 月 23 日 (木) より提供します。

那覇市公私連携幼保連携型認定こども園運営条件

那覇市こどもみらい部こども政策課

1. 認定こども園の運営の基本

1) 運営形態：公私連携幼保連携型認定こども園とする

2) 法令等の遵守

法人は、「子ども・子育て支援法」等の法令を遵守するとともに、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき運営すること。また協定に基づき、「那覇市教育振興基本計画」等の市の方針を鑑みた教育・保育について実施すること。

3) 公立幼稚園教育の継承

現在の幼稚園における教育内容を継承することを基本とし、幼保連携型認定こども園の特徴を活かした運営を行うこと。

4) 再委託等の禁止

応募要項の手続きにより選定された法人が、当該認定こども園を直接運営・管理すること。

5) 円滑な移行準備

法人は、移行の日に支障なく開園するため、市と十分な協議を行い、人材、運転資金等の必要な準備を整えなければならない。

2. 認定こども園の定員

認定こども園の定員は、園毎の施設の状況、現在の在園児数及び本市の待機児童の状況等を総合的に勘案し、市との協議により決定する。

例：3歳児：2号認定○人、1号認定○人

4歳児：2号認定○人、1号認定○人

5歳児：2号認定○人、1号認定○人

3. 保育時間等

1) 教育時間(1号及び2号認定児)

標準教育時間は、教育・保育要領に基づき、給食時間を含め4時間以上とし、協議により設定する。

2) 保育標準時間(2号認定児)

①標準時間 午前7時30分～午後6時30分(11時間)

②延長保育 午後6時30分～午後7時30分

3) 一時預かり事業(1号認定児)

在園する1号認定児については、一時預かり保育を実施すること。

4) 閉園日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日まで
- ④ 法人が特に必要と認める場合は、市と事前の協議を行い閉園することができる。

4. 必要な人員等

1) 園長：1名（法令に定める有資格者）

2) 保育教諭：

- ① 1号認定児及び2号認定児の教育時間には、4・5歳児は30人以下、3歳児は20人以下の子どもで構成される学級を編制し、各学級に担任として保育教諭を配置すること。
- ② 標準保育時間には、基準に従い必要な人員を配置すること。

3) その他

- ① 調理員：自園調理を行う場合に配置する。
- ② その他：必要応じ配置する

4) 留意事項

施設型給付として加算措置に該当する人員の配置については、事前に調整を行うこと

5. 教育内容の継続と拡充

1) 幼稚園教育等の継承

- ① 既存園の教育課程を基本として、保育・教育課程を編成すること。
- ② 教育の継承にあたっては、市の指定する職員の支援及び助言を受けること。
- ③ P T A 及び保護者会の組織及び活動等は、既存園の内容を参酌し、保護者と法人にて協議を行うこと。

2) 幼小連携

- ① 併設する小学校教育との円滑な接続を実施することし、小学校の校長及び教頭等との「幼小連携定例会議」（仮称）を主宰すること。
- ② 年間行事は、保護者を含めて協議し、必要な行事については小学校と連携を図り実施すること。

3) 食育

教育・保育要領に基づく食育を実施し、充実に努めること。

4) 特別支援教育

特別支援教育については、実施することを原則とし、その細目は市と協議すること。必要な場合は、那覇市療育センターの訪問支援事業などの支援をうけること。

5) 職員研修

- ① 公立幼稚園教諭の研修プログラム等を参酌するなど、職員研修を実施し、充実を図ること。
- ② 市が主催する研修会等に積極的に参加させること。

6) 法人運営の利点を活かした特色ある教育

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を逸脱しない範囲において、法人運営の利点を活かした特色ある教育を実施する場合は、市と協議すること。

7) 指導要録等

幼保連携型認定こども園園児指導要録を適切に作成・送付・保存すること。

8) 情報の提供と関係機関との連携

- ① 教育・保育の実施状況については、保護者や地域に積極的に提供すること。
- ② 本市の教育、福祉部門などの行政組織や、その他の関係機関との連携・協力を努めること。

6. 子育て支援事業

- 1) 認定こども園法第2条第12項に基づき、親子が相互の交流する場所を提供するなどの子育て支援事業については、実施に向け協議する。
- 2) 現幼稚園で実施中の未修園児の親子登園については、継続すること。

7. 給食

1) 給食

- ① 提供：1号認定及び2号認定児ともに、必要な栄養量を含む給食を安心安全に提供すること。
- ② 提供手法：外部搬入又は自園調理
- ③ おやつ：季節感のあるものを、適時・適温にて提供すること。
- ④ アレルギー対応：原則として対応することし、必要な場合は市及び保護者と協議すること。
- ⑤ 食材情報の提供：安心安全な食材を確保するとともに、給食及び食材に関する情報提供を適宜行うこと。

2) 設備、備品等

給食の提供に必要な設備、備品等については、法人において整備すること。

8. 運営経費・修繕費等

運営経費は、利用者負担額等（保育料、実費徴収、上乘せ徴収等）及び施設型給付費を基本とする。

1) 利用者負担額等

利用者負担額は、下記により算出し、法人が徴収する。

① 保育料

ア) 1号認定児：当分の間、那覇市立幼稚園保育料等条例に準じて算出する。

イ) 2号認定児：那覇市保育の実施等に関する条例及び同条例施行規則に基づき算出する。

② 一時預かり保育料：市と協議し決定する。

③ 給食費

ア) 1号認定児：全額を実費徴収する。

イ) 2号認定児：保育料に含まれる。

※おやつについては、1号認定児は実費とする。

④ その他（行事費、教育の質向上のための費用）

市との協議又は保護者の同意を得て、法人が徴収する。

2) 施設型給付費

① 子ども・子育て支援法第11条に基づき、市が算出し、施設型給付費として法人に支出する。

② 加算額

人員の配置を及び実施状況等に応じて加算する。

3) 施設の修繕、光熱水費等

① 施設設備等の修繕は、法人の負担とする。ただし建物の躯体等にかかる大規模な修繕については、協議することとする。

② 光熱水費は法人の負担とする。負担額は、子メーターの設置及び按分等により算出する。

③ 小学校と一体的な管理を要する給排水設備及びそれに類する業務等にかかる費用については、双方で負担する。負担額は、按分等により算出する。

4) 小学校施設の利用

① 法人は、体育館、プール等の小学校施設については、所定の手続きを

経て小学校長の許可を得て使用することができる。

9. 引継ぎ

- 1) 準備要員の配置：法人は、教育・保育の内容及び管理運営業務の円滑な引継ぎの実施のため、平成 27 年 11 月末までには、準備要員として 2 名以上（保育教諭を必ず含むこと。）の職員を定めるものとする。
- 2) 引継ぎの期間：準備要員は、現在の移行候補幼稚園の運営に参画し、引継ぎを受けるものとし、その期間は 1 月から 3 月までの 3 か月を基本とする。
- 3) 経費：引継を受ける準備要員にかかる経費は、法人の負担とする。

10. 業務報告・評価等

1) 業務報告

管理業務に関して、下記に掲げる報告を市長に行わなければならない。

- ① 事業計画書：前年度の 3 月末までに提出するものとする。
- ② 実績報告

会計年度終了後 60 日以内に、業務報告書、実績報告書及び本業務に要した経費等の収支決算書を提出するものとする。

③ セルフモニタリング

会計年度終了後 60 日以内に、セルフモニタリングを行い、保護者及び小学校長の意見や要望、満足度を把握するためのアンケート調査結果とともに提出するものとする。

2) 帳票等の保管

管理業務等の処理にかかる経理内容を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備し当該年度経過後 5 年間これを保存すること。

3) 報告、調査及び指導

市長は、協定に基づき、公私連携型認定こども園の管理・運営の適正を期するため、法人に対して、その管理業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導を行うものとする。

4) 第三者評価の実施

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」又は「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を受審し、その結果を HP 等で公表するものとする。実施回数は、協定期間内において 2 回を目処とする。

5) 学校評議員制度

「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則」第30条の2に準じ、学校評議員制度について設置すること。設置にあたっては、併設する小学校と調整を図ること。

11. 業務の実施に係る保険及び損害等

1) 保険等

法人は、認定こども園管理運営業務の実施にあたり、法人の負担において必要な保険に加入するものとする。

2) 損害

① 認定こども園業務の実施にあたり、法人に生じた損害は、市の責めに帰する理由による場合を除き、法人の負担とする。

② 認定こども園業務の実施にあたり、法人が第三者に及ぼした損害は、市の責めに帰する理由による場合を除き、法人の負担においてその賠償をするものとする。

3) 災害・事故への対策

法令等に基づき、職員の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制の確立、各種マニュアルの整備など、総合的な災害・事故への対策を実施すること。

12. 園児募集業務等

1) 園児の募集：平成28年度の募集は、市と法人の双方で行うこととする。

2) 受付業務等：1号認定児の受付は、法人にて実施する。

2号認定児の受付は、当分の間、市で実施し、保育を要する幼児の利用調整を行うこととする。

13. 認定こども園の名称

1) 認定こども園の名称は、「〇〇法人△△立那覇市認定こども園□□こども園」とする予定である。この場合において、□□の中には、移行前の幼稚園の地域名称をいれ、通称は、「□□こども園」とする予定である。

例：「社会福祉法人那覇福社会立那覇市認定こども園銘苺こども園」
通称「銘苺こども園」

14. その他留意事項

本運営条件について、必要な項目の追加及び内容の修正がある場合は、ホームページにて変更内容を周知し、変更する可能性があるものとする。その場合においては、平成27年8月7日までに行うこととする。